

離島地域(沖縄振興特別措置法)

①対象地域

* 沖縄振興特別措置法第3条第3号
* 沖縄振興特別措置法施行令第1条

石垣市、うるま市(津堅島)、宮古島市、南城市(久高島)、本部町(水納島)、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町 * 平成24年4月1日現在

②減収補てん措置の対象

* 沖縄振興特別措置法第94条

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第6条第1号及び第3号

対象設備設置者(③)について、対象設備である家屋・償却資産、家屋の敷地である土地に対して課す固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合

* 土地⇒取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合

③対象設備設置者

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第6条第1号及び第3号

離島として定められた日(平成14年4月1日)から平成29年3月31日までの間に、対象設備(④)を新設又は増設した者

④対象設備の要件

* 沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第6条第1号及び第3号

ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業(⑤)の用に供するホテル用、旅館用、簡易宿所用の建物(⑥)及びその付属設備であって、取得価額合計額が1,000万円を超えるもの

⑤ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業

* 旅館業法第2条

○ホテル営業⇒様式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

○旅館営業⇒和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

○簡易宿所営業⇒宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

* 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く

* 下宿営業(施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業)は除く

⑥建物の要件

* 旅館業法第3条第2項

* 旅館業法施行令第1条第1項～第3項

旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすもの